

●香川県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年7月25日から同年8月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月25日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路 線 名 宮尾高瀬線（221号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市三野町大見字中の池甲 2760番2地先から 三豊市三野町大見字中の池甲 2981番1地先まで	11.4～13.6	206	令和3年12月28日付け香川県告示第490号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和7年7月25日